

# ふるさとファイル

展示コーナーだより  
第53号  
平成25年1月  
生涯学習課文化財係



## 為政者の手紙

～三好長慶・豊臣秀吉・前田玄以～

現物の展示期間（図書館休館日は除く）

前田玄以書状  
平成25年1月8日(火)～2月17日(日)  
三好長慶裁許状・豊臣秀吉朱印状  
平成25年2月19日(火)～3月31日(日)

長岡京市内の古文書調査は、これまでも長期にわたり続けられてきましたが、内容が市域の歴史に直接関係しないものは、『長岡京市史』などの刊行物には反映されてきませんでした。今回は、それらのうち、戦国時代から天下統一期にかけて活躍した為政者たちの手紙を紹介します。

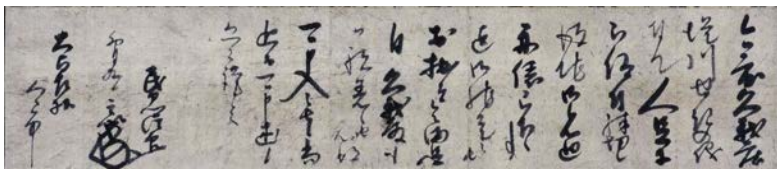


### 前田玄以書状① まえだけんい しょじょう

差し出し人の「みんぶきょうほういん民部卿法印」こと前田玄以は、「京都所司代」として豊臣秀吉のもと京都支配にあたった人物で、いわゆる「五奉行」の一人としても知られます。

宛て先の「大与左」とは、大野与左衛門光元のことで、松尾大社（京都市西京区）周辺で太閤検地を実施していた人物です。

久我荘（伏見区）は、松尾あたりの桂川に取水口（井堰）を設けて水を引いていたようで、その修復に尽力した光元に対して謝意を述べています。



前田玄以書状①（天正15(1587)年頃、個人蔵）



### 前田玄以書状② まえだけんい しょじょう

妙みょうほういん法院（京都市東山区）に対し、管轄下の三十三間堂で通し矢をする者がいたら報告するよう指示したものです。最初の禁令が文禄4年（1595）4月に出され（『駒井日記』）、翌年5月に玄以が「とくぜんいんそうじょう民部卿法印」から「徳善院僧正」へと名乗りを変えるので、文禄5年に年代を特定できます。

禁令を無視して通し矢をする者が絶えない状況からは、三十三間堂にならず者が集まっていた様子うかがえます。当時隣接する方ほうこうじ広寺では、豊臣政権の威信を懸けた大仏殿が建造されていたことから、周辺の聖域化が禁令の狙いと考えられます。また、通し矢のブームは確実な史料では江戸時代初頭までしか遡れませんでした。この書状によって、豊臣期にすでにブームが起こっていたこともわかります。



前田玄以書状②（文禄5(1596)年、個人蔵）  
「連々御法度」とみえるように禁令は度々出されていたようです。

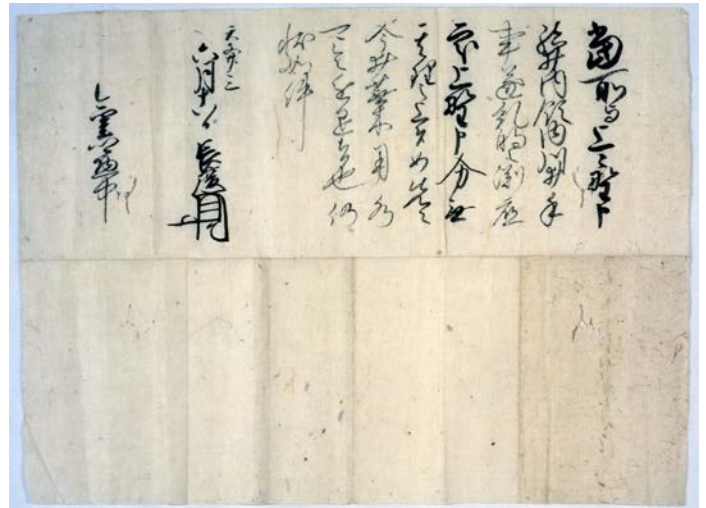


### 三好長慶裁許状 みよしながよし さいきよじょう

天文23年(1554)、小畑川からの取水を巡って、今里と対岸の上植野(向日市)の間で、争いが起こります。近隣の土豪たちが仲裁したものの、なかなか解決しなかつたため、この争いは三好長慶の居城である芥川山城(高槻市)での裁判に持ち込まれます。そして裁判の結果、今里の訴えが認められ、この裁許状が出されました。

三好長慶は、天文18年(1549)に細川晴元を破り、このころ近畿地方の統一を進めていました。いわば織田信長に先立つ「天下人」となりつつあった人物です。

彼によるこの裁許状は、しかるべき人物による権利保証書として、代々大事に伝えられてきました。その様子は、江戸時代の譲渡状からもうかがうことができます。



三好長慶裁許状 (天文23(1554)年、個人蔵)

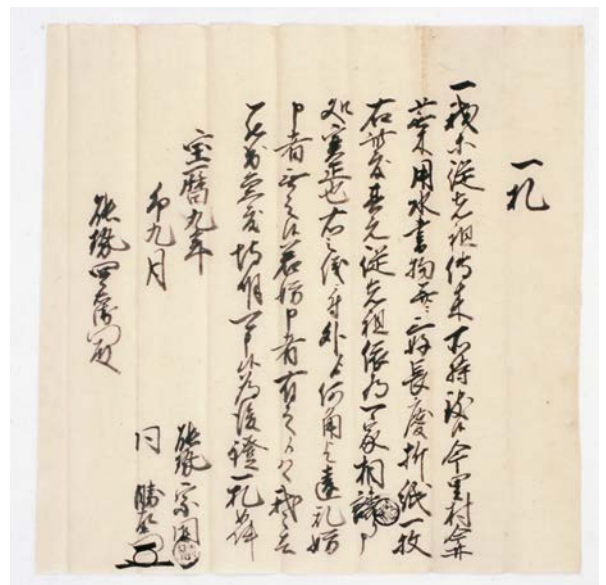


### 豊臣秀吉朱印状 とよとみひでよし しゅういんじょう

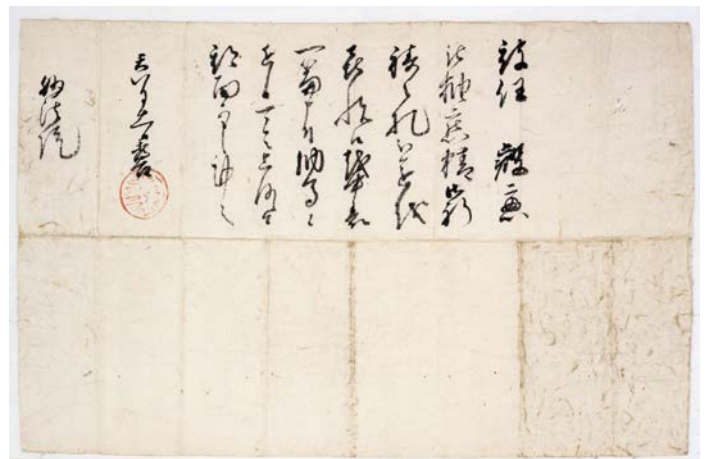
きとうふだ  
祈祷札を送ってきた妙法院への礼状です。閏8月という日付から、天正13年(1585)のものと判明します。

天正10年(1582)、明智光秀を山崎の合戦で破った豊臣秀吉は、織田信長に代わる「天下人」としての地位を徐々に固めていきます。天正13年には、越中富山城えっちゅうおもての佐々成政を攻撃していました。「越中表えっちゅうおもて一篇申付納馬候」(越中方面での指示は一通り終え、軍馬を納めました)と述べているように、この手紙をしたためた直前に成政は降伏しています。

以上のような経過から、妙法院が送った祈祷札とは、新たな「天下人」秀吉の戦勝を祈願したものと推測されます。



今井兼木用水書物ならびに三好長慶折紙譲り状 (宝暦9(1759)年、個人蔵)



豊臣秀吉朱印状 (天正13(1585)年、個人蔵)